



うつくしまふくしま

除雪作業にご協力を...

《道路沿いの皆さんへ》

歩道除雪は町内の皆さんの協力で

歩道除雪は町内の皆さんで、協力体制を整えて行いましょう。

* 道路管理者の歩道除雪には限りがあります。

屋根の雪処理は各戸又は町内の皆さんの協力で

道路への落雪は極めて危険です。屋根になだれ止めを付れたり、事前に雪下ろし等の対策をしましょう。

* 落雪により交通事故等が起きた場合、所有者の責任になることがあります。(落雪した雪は片付けましょう)



消火栓や防火水槽の除雪は町内の皆さんの協力で

消火栓・防火水槽はいつでも使用できるよう、あらかじめ協力体制を整えて除雪を行いましょう

道路に雪を出すことは絶対にやめましょう

道路への排雪は交通事故のもとです。絶対にやめましょう。



道路わきの支障物は降雪前に必ず撤去を

側溝や路肩に積んである材木や資材は除雪の妨げになります。必ず撤去しましょう。

側溝の蓋はきちんと閉めましょう。

開けっ放しの蓋は除雪の妨げになり歩行者にも危険です。開けたらしっかり閉めましょう。

重要物には旗竿等で目印を

除雪で損傷を受けないように移転するか目印をつけましょう。

お願い 除雪車が通った直後の道路は、すべりやすいので注意しましょう。

(除雪作業には

地域の皆さんの理解と協力が必要です。)

こちらは南会津地域

冬期道路交通円滑化連絡協議会()です

《ドライバーの皆さんへ》

路上駐車は絶対にやめましょう

路上駐車は除雪作業の障害となり、多くの人の迷惑になります。駐車禁止区域に駐車している車両を万が一損傷しても修理費は負担できません。



除雪作業中は一時通行止めにする場合があります

除雪作業中は危険防止や効率的な除雪作業のため、除雪中の区間を通行止めにする場合があります。

通行は児童・生徒・高齢者を優先的

雪道は特に道幅が狭くなります。児童・生徒・高齢者に配慮して通行しましょう。

除雪作業の開始基準

原則、除雪作業は15cm以上の積雪で開始します。ご理解とご協力をお願いします。

国道道における冬期通行止区間

下記の区間は除雪期に通行止となります。道路情報に気を付けましょう。

南会津郡東部

(南会津町・下郷町)



流雪溝利用上の注意

流雪溝は地区内で利用する皆さんが利用方法についてよく話し合ってお互いに協力して利用してください。

雪投入の管理

- 雪の投入は、定められた時間を守りましょう。
- 流雪溝は雪を押し流すのではなく、浮かして流すので、雪の塊を連続して流したりせず、投入した雪で詰まっていないことや、流水の状況を確認しながら投入しましょう。
- 水が流れていないときや、水量が少ない場合は、絶対に投雪しないようにしましょう。
- 気温が低い状態のとき又は水量の減少、投雪した雪が側溝に付着する場合があります、詰まりやすくなりますので、投雪を控えましょう。
- 大きな雪の塊は、閉塞の原因になるので、スコップなどで小さく砕いて投入しましょう。
- 雪の投入に当って、1箇所での投入で多量の雪を投入すると、閉塞の原因となるので、多数で同時に行わないように心がけましょう。
- 雪以外のものは絶対に捨てないようにしましょう。
- 溢水した場合は、直ちに連絡を取り合っ、投雪作業を中止し、水つき箇所の解消作業を行いましょう。

安全の管理

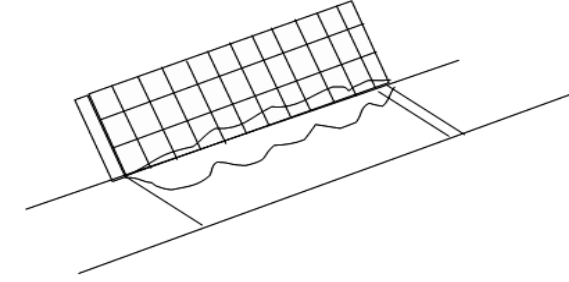
- 流雪溝の雪投入口には、転落防止と雪を小さく砕く目的の鋼製十字枠があります。危険ですので、絶対に取り外して作業を行わないでください。
- 屋根雪下ろしと同時に流雪作業を行う場合は、屋根からの雪の落下に十分注意しましょう。
- 路肩での作業を行う場合は、通行車両に十分注意しましょう。

時間ときまりを守り、事故と雪のない明るい町づくりを!!

流雪溝利用者の方へ 投入口の管理について

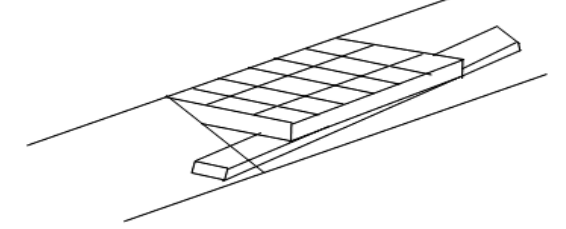
皆さんの協力で流雪溝は大きな威力を発揮します。
投雪口の管理はつぎのことに注意してください。

❌ 雪捨てが終わったらフタをきちんと
しめましょう。



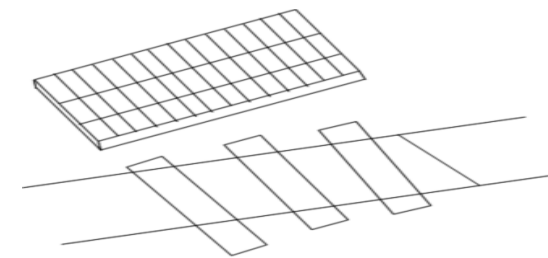
フチに雪がついているとよくしまりません。除雪でフタが壊れる原因ともなります。

❌ 開けやすくするため、角材やパイプ
をはさんでおくのはやめましょう。



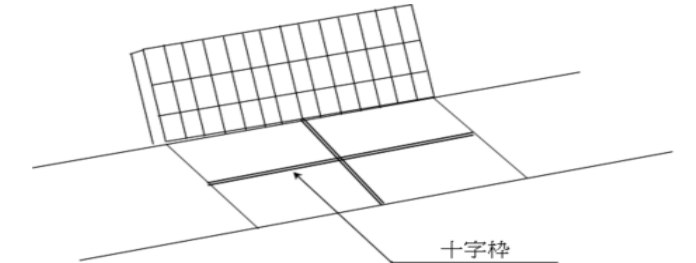
流雪溝の上は歩道や車道も兼ねており、歩行者のつまづきのもととなり大変危険です。

❌ 流雪溝のフタはずしてしまい、角材や板をあてておくのは、歩行者や車にとってたいへん危険です。



フタはしっかりしめましょう

投入口の十字枠は、必ず取り付けて作業しましょう。



投雪を小割りします。
転落防止の役割をします。

雪がつかえたとき、蓋がこわれたときは、道路管理者へご連絡ください。

道路の異状及び道路交通情報に関する問い合わせ(南会津郡東部)

福島県南会津建設事務所 企画管理部 管理課 0241-62-5321

南会津町役場建設課 0241-62-6230

下郷町役場建設班 0241-69-1177

南会津警察署 交通課 0241-62-1140

荒海駐在所 0241-66-2214

檜原駐在所 0241-67-2325

湯野上駐在所 0241-68-2259